

第八号書式(第八条関係)

届 出 書			
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em;">{</div> <div style="text-align: center;"> 建築士法第8条の2(第1号又は第2号に該当する場合に限る。) </div> <div style="font-size: 2em;">}</div> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">の規定により、</p> <p>東京都建築士法施行細則第8条第4項</p> <p>次のとおり届け出ます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <u> </u>年 <u> </u>月 <u> </u>日 ※申請日付 </div> <div style="text-align: right;"> 届出者 氏名 建築 良夫 </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">東京都知事 殿</p>			
登録者氏名 ふりがな	けんちく りょうこ 男 建築 良子 (女)	生年月日	●●年 ●月 ●日
住所	東京都中央区日本橋富沢町11-1 富沢町111ビル5階		
建築士の種別及び登録番号	(二級) 建築士第 88888 号 木造	登録年月日	●●年 ●月 ●日
届出理由	(例) 本人死亡のため		
※ 審査	/		
※ 受付欄	※記入しない 整理年月日		
/	担当者名		
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 死亡の場合はその相続人が、失踪の場合は戸籍法(昭和22年法律第224号)による届出義務者が、届け出てください。 2 免許証又は免許証明書及び関係書類を添付してください。 3 関係書類とは、届出理由を証する書類(死亡証明等)をいいます。 4 建築士の種別及び登録番号欄は、該当する建築士の種別を○で囲んでください。 5 ※印欄は、記入しないでください。 			

(日本産業規格A列4番)

日中連絡可能なお電話番号 **携帯番号：090-0000-0000**